

第 60 回 大阪市廃棄物減量等推進審議会
議事録

平成 29 年 3 月 22 日 (水)
大阪市環境局 第 1 ・ 2 会議室

開会 午前 10 時 00 分

○山下企画課長代理

定刻となりましたので、ただいまから第 60 回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。私は司会進行をさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに傍聴者の皆様をお願いいたします。お配りしております傍聴要領に従って傍聴いただきますよう、お願いいたします。また、私語雑談は議事進行の妨げになるので慎んでいただき、携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。指示に従わない場合は退室していただく場合がございますので、円滑な審議会の運営にご協力をお願いいたします。会議内容等につきましては、後日、大阪市のホームページに掲載されます。

なお、本日は取材等を行う報道機関はございません。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。上から順に、次第、大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則、大阪市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領、第 60 回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料、参考資料としましてチラシ「食品ロスはもったいない」でございます。資料は整っておりますでしょうか。

本日の出席状況につきましては、委員数 14 名のところ、現在 12 名のご出席をいただいております。お手元の資料、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則第 5 条第 2 項に規定しております半数以上のご出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、大阪市地域女性団体協議会副会長、後藤委員におかれましては、本日ご欠席されております。また、松本委員におかれましては、おくれてご出席いただける予定となっております。

引き続き、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○山下企画課長代理

本市におきましては、ごみの焼却処理事業を八尾市、松原市とともに設立した一部事務組合において実施しておりますことから、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合からも本審議会に出席いただいております。

(大阪市・八尾市・松原市環境施設組合出席者紹介)

○山下企画課長代理

ここで、大阪市を代表いたしまして、北辻環境局長からご挨拶申し上げます。

○北辻環境局長

どうも皆様方、本当に本日はお忙しい中、出席を賜りありがとうございます。また、平素から本市環境行政に大変ご尽力、お力添えをいただいております、この場を借りまして改めてお礼を申し上げます。

本市ではこれまでも持続可能な循環型社会の形成ということでさまざまな取り組みを進めております。近年、ごみ処理量、着実に減少しておりますけれども、環境問題の解決にはさらにごみの発生そのものを抑制、再使用、再利用をしていくことが肝要というふうに考えております。

そうしたことから、本市ではこれまで委員の皆様方のご審議もいただきまして、昨年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定しております。その中で平成37年度のごみ処理量84万トンということで目標を定めまして、食品ロスの削減などによる生ごみの発生抑制、古紙等の分別収集促進など2Rを優先した取り組みと分別、リサイクルの徹底を推進するという一方で、ごみ減量の流れを確実なものにしたいと、また拡大していきたいというふうに考えてございます。

本日の審議会では、今年度のごみ減量の状況、ごみ量の速報値を報告させていただきたいと思っておりますのと、また、いろいろ委員のほうからご意見も賜っております、ごみの減量施策についての進捗状況についても説明させていただきたいというふうに思っております。また、本委員会でも本当にご審議をいただきました古紙・衣類の持ち去り行為の規制に関する条例改正案を、今市会に提案しております、来年度から実施したいと思っております。そうした状況でありますとか、あと全国的にも事故等でいろいろ報道等をなされておりますスプレー缶とかカセットボンベの問題についてもご説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様方には、今後の減量施策の推進に向け、貴重なご意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下企画課長代理

それでは、議事に移らせていただきます。以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。貫上会長、よろしく願いいたします。

○貫上会長

皆様、おはようございます。年度末の本当にお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

3月末でございますから、きょうの議題はお手元の次第でございますように3つございます。先ほど、北辻環境局長様からもお話があったように、3つの点について皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただけたらなと思います。よろしく願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、今年度、28年度のごみ量についてということで、お手元の資料、横長の資料、これに基づきまして事務局のほうからご説明のほどよろしく願いしたいと思います。

○川島企画課長

改めまして、環境局企画課長の川島でございます。私のほうから説明させていただきます。

まず、平成28年度のごみ量等につきまして、ご説明を申し上げます。お配りしております資料の1ページ目を、ご覧いただきたいと思っております。

今年度、平成28年度のごみ収集量が12月まで確定しておりますので、家庭系ごみと事業系ごみの各月ごとに27年度と28年度で比較した資料でございます。表の右端に12月末までの3四半期分、9か月間の累計を示しております。家庭系ごみは、合計で27年度31万4284トンに対しまして、28年度30万6970トンに、現状で2.3%の減になっております。また、事業系ごみにつきましては、27年度41万9871トンに対しまして、28年度40万7654トンの2.9%の減、合わせまして27年度73万4155トンに対しまして、28年度71万4624トン、合わせて2.7%の減という現状になっております。この数字はあくまで収集量ベースでございますので、ごみ処理量としましてはこの収集量から資源化量を除いた数字になるのですが、この傾向のまま推移しますと平成28年度のごみ処理量、おおよそ90万トンになる見込みでございます。資料にはおつけしておりませんが、27年度のごみ処理量は92万トンでございましたので、今年度1年間で2万トンの減量見込みというふうになっております。

家庭系ごみを収集区分ごとに確認いたしますと、粗大ごみを除く全ての品目で減少しております。分別排出が進んで、容器包装プラスチック、あるいは古紙・衣類の収集量が増加して、普通ごみが減っているという傾向ではなくて、分別収集品目を含む家庭系ごみが全体として減

量傾向にあるといったことが伺えます。

ここで2ページの円グラフをご覧いただきたいのですが、平成28年度の家庭系ごみの組成分析調査の結果を27年度とともにあらわしております。上段は普通ごみの組成率でございますけれども、27年度と28年度を比較しますと容器包装プラスチック対象品目は7.91%から7.8%とほぼ横ばいですが、古紙の組成率は14.76%から13.17%と減少しております、分別排出は進んでいるものと思われま。しかしながら、先ほど1ページの表にございましたように、収集量に結びついていない、収集量が伸びていない状況でございます。

さらに2ページのグラフを見ていただきまして、生ごみの割合は35.41%から33.24%に減少しています。また、下段の円グラフの普通ごみに含まれる生ごみの排出状況を見ていただきますと、いわゆる食品ロスの割合も42.4%から39.2%と減少傾向にあります。しかしながら、内訳を見ますと、食べ残しは減少しているものの、手つかず食品の廃棄はほぼ横ばいの状況にあることがわかります。

平成28年3月に基本計画を策定しておりますけれども、家庭系ごみにつきましては生ごみの4割が手つかず、あるいは食べ残しの食品ロスであること、それから古紙、容器包装プラスチック収集につきましてもまだまだ分別排出を促進する必要があることを課題としておりましたが、これらの課題につきまして引き続き取り組んでいく必要があるということが収集量等から推測される状況にあります。

なお、事業系ごみの減量につきましては、この間の適正区分、適正処理の啓発指導の効果が継続してあらわれているのではないかと思いますものの、引き続き、資源化可能な紙類や産業廃棄物の適正区分、適正処理を進めていくとともに、生ごみの減量にも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○貫上会長

ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

12月末現在ということでございますけれども、約2.7%ぐらいの前年比の削減量ということで、今年度末で大体90万トンぐらいになりそうだという見込みだという話。それから、あと生ごみ等々のパーセンテージが減っている、あるいは古紙類のほうも少し減ってきているという話になってはいますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。お願いします。

○杉本委員

杉本です。まだ新人なのでごく基本的な質問なんですが、人口は増えていますかという。

大阪市全体の人口ですよね。増加かそのままなのかということと、もう一つは、大阪は最近インバウンドですごく観光客が増えていて、その辺のごみも問題になっていると思うんですが、そのあたりも含めた上でやっぱり減っているという評価と考えてよろしいですか。

○川島企画課長

人口につきましては、横ばいから微増、逆に増えている状況にあります。すいません、ちゃんと数字がお示しできなくて申しわけないです。あと、インバウンド効果ということで、事業系ごみのほうにこれが全てあらわれてくるとは思うんですけども、実際、事業系ごみも減少傾向、家庭系にも増して減少傾向にありますので、全体としてごみ減量が人口等にかかわらず進んでいるというような状況でございます。

○杉本委員

わかりました。ありがとうございました。

○貫上会長

ほか、いかがでしょうか。状況ということで、特によろしければ先に進ませていただいて、もし後で2つ目、3つ目の議題から、もう一度ということがございましたら、また後ほどお聞かせいただきます。

では、続きまして、2つ目の議題でごみ減量施策ですね。生ごみ減量の実施状況ということで、次のページ、3ページからよろしくお願ひしたいと思います。

○川島企画課長

続きまして、今年度、平成28年度にこれまで実施してまいりましたごみの減量施策についてご説明申し上げます。平成28年3月策定の基本計画にもございましたように、2Rの推進、とりわけ生ごみの減量に重点を置いて減量施策を進めていくこととしております。ここでは生ごみ減量の取り組み状況を中心にご説明させていただきます。

資料3ページをご覧くださいませでしょうか。まず、家庭から排出される生ごみの減量でございますけども、ごみ減量アクションプランを用いました説明会につきましては、今年度、改選時期でございました廃棄物減量等推進員の委嘱にあたりまして、今後のごみ減量施策の重点課題として生ごみ減量の重要性を説明してきたところでございます。

また、さまざまな媒体を活用した広報を実施しておりまして、大阪市ホームページには、「もったいない！！～食品ロスの削減に取組みましょう～」というタイトルページをつくりまして、食品ロスの現状等の紹介、また排出時の水きりの徹底による生ごみの発生、排出抑制の取り組みを進めるため、食材の使いきり、料理の食べきり、排出時の水きりといった生ごみの

3きり運動への協力をお願い。期限表示を理解していただきまして、食品のむだをなくすために、賞味期限と消費期限の違いの説明。さらに会食や宴会のときの最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしてもらおう30・10運動への協力呼びかけといった、市民の皆様に取り組んでいただきたい情報をホームページ上に掲載し、啓発を進めておるところでございます。

さらに、収集日カレンダーやごみ分別の検索などのスマートフォン用のごみ分別アプリ、さんあ〜ると申しますけども、ごみ量の増える年末に食品ロス削減に関する情報を週がわりで配信してまいりました。

そのほかにもフェイスブックによる発信、市役所1階に設置してございますテレビモニターや映画のタイアップポスターで生ごみ減量をPRしてまいりました。広報媒体には、3ページ右下にございます、食品ロス削減国民運動のロゴマーク、ろすのんという名前ですけども、それを活用して啓発を進めておるところでございます。この食品ロス削減国民運動、NO-FOODLOSSプロジェクトというんですけども、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省の5省庁が連携して、資源を効率的に活用するフードチェーン、食品の一次生産から最終消費までの流れでございますけども、このフードチェーンづくりを官民を挙げて推進する国民運動というふうになっております。

こういった広報媒体を活用しましたPR以外にも、各種イベントを通じた普及啓発も実施しております。4ページをご覧くださいませでしょうか。本市栄養士と連携しながら、各区で開催される食育展に出展しまして、食育を通じた食品ロス削減のPRを資料に記載しております。此花区以下6行政区で行いましたほか、エコ・クッキングの講座を中央区を初め9行政区で開催し、食品の購入から調理、片づけまでの行動を通じまして、生ごみ減量を考えるきっかけづくりの場を提供してまいりました。また、各区で行っております区民まつりや、平成28年10月、11月には、レジ袋削減協定を締結している事業者及びなにわエコ会議と協働しまして、市内のスーパー7店舗において実施しましたマイバッグキャンペーン、また連合単位の催し物等で生ごみ減量にかかわる啓発を行ってまいりました。

4ページ、下段のグラフにつきましては、区民まつりにご参加いただきました市民の皆様に対しましてアンケート調査を実施した結果でございます。生ごみ3きり運動について実践していただいていることを尋ねましたところ、使いきりに対しては7割の方々が定期的に冷蔵庫をチェックし、6割弱の方々が期限が切れる前に食材を使いきるとされていますけども、必要な量だけ食材を購入するという方は3割と低くなっている状況でございます。食べきりの分野に

関しましては、約6割の方々が適正量の調理と、残った料理は保存して食べると答えられています。外食時には食べ切れる量を注文しているという方は4割ほどと低くなっています。さらに、水きりに関しましては、6割強の方々三角コーナーでの水きりにとどまっており、アイテムなり、手で絞って出される方は少ない状況でございます。総じて6割から7割の方々に何らかの実践をしていただいている結果にはなっておりますけれども、これが高いのか低いのかというところはあるかと思うんですけれども、もっと多くの方々に取り組んでいただければ、PRしていかなければならないと考えております。

また、少量の食材の購入でありましたり、食事の提供といったことは、事業者の方々のご協力も不可欠だというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。事業系の生ごみの減量でございます。まず、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発をすることによりまして、事業者の自主的、主体的な取り組みを促進してまいりました。具体的には、特定建築物への立ち入り検査の際、食品リサイクル法の趣旨の説明及びリサイクルの促進に対する働きかけを実施してきましたほか、事業系ごみ減量セミナーや特定建築物の廃棄物管理責任者講習会におきまして、有識者や国の機関を招き、食品廃棄物減量の必要性、食品リサイクル法の最新動向などに関する講演の実施や、食品廃棄物の減量に取り組む企業の取り組み事例の紹介などを通じまして、食品廃棄物減量に関する働きかけを行ってまいりました。

また、外食での食べ残しを削減することで、飲食店等における生ごみの発生を抑制してまいりますため、食品ロス削減に取り組む飲食店の認定制度を実施している他都市への調査を進めるとともに、認定制度の導入に向けまして関連団体への協力を依頼してまいりました。引き続き、研究、検討を進めたいというふうに考えております。

一方、最下段の再生利用業指定制度の拡充でございますが、これは再生利用業の指定をすることで一般廃棄物の再生利用の促進を図るものでございます。これまで本市では動植物性残渣、魚あらと、家電リサイクル法の対象品目の2種類を指定しておりましたが、焼却処理している一般廃棄物でリサイクル可能な剪定枝に限りますが、木くず、魚あら以外の動植物性残渣、廃食用油の3つを平成28年4月より一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に新たに加えたところでございます。ちなみに、食品廃棄物の減量にかかわる動植物性残渣の再生輸送業、再生活用業では、2月末時点の新規指定件数は2件というふうになっております。

最後に、大阪市役所におけます生ごみ減量への取り組み状況でございますが、6ページをご覧くださいませでしょうか。大阪市役所内部におきましても、30・10運動について、職員

みずからが実践するよう、各所属の総務担当を通じて周知するとともに、庁内ネットワークを通じて呼びかけてまいりました。また、12月から1月の2か月間、市役所の地下食堂に食べ残し削減を呼びかけるテーブルトップを置いて啓発してまいりました。

7ページをご覧くださいませでしょうか。テーブルトップ設置後、職員を対象としました意識調査を実施しましたところ、職員全体として食品ロスを意識しながら取り組むべき問題と認識しておることがわかったところでございますが、9割以上が日常生活の中で食べ物をむだにしないことを意識し、食べ物をむだにしないために残さず食べる、使い切れる量の購入や冷蔵庫内の把握など、何らかの行動をしていることが確認できました。しかし一方で、日常生活の中で、食べ物をむだにしていると感じることがあると回答した職員が約8割おりまして、職場の会食、宴会では食べ残すことがあると回答した職員も7割ほどいました。また、30・10運動につきましては、約半数で実践したことがあると回答しまして、残さず食べようの声をすることで85%が食べきりを実践できるとの回答がございましたので、食品ロスの削減に効果が得られるものと考えております。職員はもとより、市民の皆様、事業者の皆様に対しましても引き続き周知してまいりたいというふうに考えています。

市役所における取り組みの最後でございますけれども、環境局の事業所でございますが、収集等の拠点となる11カ所の環境事業センターのうち、3カ所ではございますけれども、1月末に消滅型の生ごみ処理器、キューロという名前のものでございますけれども、試験導入を開始いたしました。これは容器の中に黒土が入っておりまして、この中に生ごみを埋めると一、二週間程度で微生物の働きにより生ごみが分解されるといったものでございます。環境事業センターの職員の昼食等の飲食で発生する生ごみで、減量効果等を調査したいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○貫上会長

ありがとうございました。

それでは少し3ページ目から5ページ分ほどでございますけれども、これまでの生ごみの減量にあたっていつていただいた施策について、何かご質問とか追加のご意見等、追加といたしますか、ご意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。じゃ、北井さん。

○北井委員

まず1つは意見なんですけれども、3ページの一番上のごみ減量アクションプランを用いた説明会の開催とありますね。廃棄物減量等推進員の委嘱式で、今後のごみ減量施策の重要課題と

して生ごみ減量を説明したとありますけども、私もその推進員の委嘱式、2カ所、2つの区で講師で呼んでいただいたんですけども、少なくとも私が行ったところではこういう生ごみ減量の説明というのはされてなかったんですね。ですので、これは説明会の開催と書いてありますけれども、これは不徹底だったんじゃないかなと。

それと、もし推進員の委嘱式で説明したとしても、その推進員の方が聞いて、それを地域に持ち帰って、きちんと地域の住民の方に説明するということまで行かないと啓発の効果は薄いじゃないですか。そういうところまではやってないと思うんですよ。それはもうあくまでも各推進員に任せるといような形、そういうスタンスだと思うんですけども、やっぱりそれだったら全然動かないと思うんですよ、推進員の方。動けないというか。だから、きちんと推進員の委嘱式のときに推進員の方に対して、地域でこういう説明会を自主的に開いてくださいねというように働きかけをすとか、その説明会を地域で開いたらその推進員の方に講師料みたいな形で補助するとかいう具体的な支援の制度もつくと、啓発の効果は薄いと思うんですよ。それが1点です。

それと質問なんですけども、5ページが一番下なんですけども、再生利用業指定制度の拡充とありますけれども、これは再生利用業指定制度の拡充をして、指定されたらどうなるのかというのを少し具体的にお聞きしたいんですよ。つまり、指定業、再生活用業とか再生輸送業に指定された事業者は、具体的にどういうメリットがあるのかということですね。以上です。

○清原家庭ごみ減量課長

まず、最初の推進員委嘱式の件なんですけれども、すいません、こちらから各センターに指示を出している中でフォローアップができていないことについては、確かに確認までは及んでいませんので、大変申しわけなく思います。引き続き、センターのほうと協働しまして、その部分は徹底してまいりたいと思います。

それから、推進員が地域に持ち帰ってやることに関して、具体的な支援の方策ということなんですけれども、従来から出前講座という形でセンターの職員などが地域に出て行って、やるという体制も組んでおりますので、そういったことも情報も提供しながら、地域における広がりというのをお手伝いしないしは協働してできるようなことを今まで以上に進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮崎一般廃棄物指導課長

再生利用業の指定制度でございますが、まず、一般廃棄物、産業廃棄物も併せてなんですけど、廃棄物を取り扱う場合に収集運搬する、処分をする場合には、廃棄物処理法上の許可とい

うものが必要になってまいります。ただ、再生が確実な場合に市町村長が指定をすれば、その許可は不要という制度でございまして、必ず再生がされるというのを私どもが確認をした場合、申請に応じて審査をした後に指定をさせていただくという制度でございまして、今般、動植物性残渣のほうは、もともと産業廃棄物の処理施設で処分業をされている方が、一般廃棄物も取り扱いたいということで申請を受けて審査をし、確認をさせていただいて、指定を出させていただいています。もう一社の輸送業なんですけど、この方は大阪市内から発生する動植物性残渣を、自社がお持ちの、これはもう許可をお持ちの処分業で、油かすから油を抜いて再生利用するといった処分業をされている方なんですけども、その方が自社へ持って帰って処理ができるということで、私ども、市内から発生する物の輸送について指定を出させていただきました。以上でございます。

○貫上会長

ありがとうございました。最初のご質問の件ですが、2カ所、北井委員のほうで行っていただいたということですが、後ほどで結構ですので具体的にどこの場所かという話を確認していただいた上で、実際にそれを踏まえていただいて確認をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○北井委員

すいません、もう一点だけ、ちょっと。今の件はわかりましたけれども、7ページの一番下のところでキューロを3カ所のセンターで導入したとありますけれども、これ、具体的にどういふふうにしごみを投入して、どんな課題があつて、どんなふうにしごみを解決したかとか、うまくいっているのか、いっていないのかも含めて、きちんとホームページなんかで継続的に情報を出していただきたいなというふうにしごみます。

○宮崎一般廃棄物指導課長

ありがとうございます。始めたばかりでございまして、問題なく消えていって、1週間そこから消えているのは確かでございます。ただ、やっぱり2月、1月後半から始めましたので、やっぱりちょっと気温が低いときにはなかなか消えにくいという状況は聞いてございます。

それと、全て黒土を使つてございませんで、3カ所のうち1カ所は関西で一番土が入りやすい赤玉土で1回実験を、違つた土で実験もさせていただいていまして、そちらのほうも問題なく消滅していっているというふうにしご状況は聞いてございます。

ご指摘のとおり、またホームページとかそういうところで皆さんに発信していくようにさせていただきたいというふうにしご思います。

○貫上会長

ありがとうございます。まだ、1月末か2月ぐらいからということで、二月ぐらいということですね。わかりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。PRという意味でよろしくお願ひします。

ほか、いかがでしょう。じゃ、まず松本委員のほうから。

○松本委員

すいません、2つ質問があります。1つは今言及がありましたキエーロなんですけれども、これは恐らくごみによっては土をかぶせたからといって当然うまくいかないと思うんで、ちょっとそのメカニズム的なところも、これは今すぐということではないんですけれども、ホームページ等で情報提供していただけると勉強が自分でもできるかなというふうに思ひました。ただ、気温が低いときは余り動かないという話なので、バイオ系の話なんですよね。

それから、もう一つが、これもちょっと自分で勉強すべきなのかもしれませんけれども、5ページの飲食店における食品ロス削減促進の検討というところで、京都市の取り組みというのがちょっと紹介されていますけれども、認定制度というのがやっぱり具体的にどういふ内容で効果がどのぐらい出ているのかということを示しだけ伺えたらと思ひますけれども。

○貫上会長

まず、キエーロのほうというのはあれですね。メカニズム、これは、ヒーターが入ってるとかそんなじゃなくて。

○宮崎一般廃棄物指導課長

全然ないです。土だけです。たまに、赤玉土のほうはちょっと乾燥がひどいので、やっぱりちょっと水をかけたりはしているみたいなんですけども、そういった私どもも実験段階なので、どうすればうまく活用できるかというのは、当然、取扱説明書みたいなのはつくっていかんかというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

○貫上会長

その手の入れられてるやり方みたいな話も含めて、あわせてお願ひしたいと思ひます。

○宮崎一般廃棄物指導課長

はい。

○貫上会長

もう一つのほうの認定制度ですか、食品ロス削減の取り組み、これの状況について。

○宮崎一般廃棄物指導課長

調べさせていただいたら認定制度というのがあるんですが、結局はそれによってどうなっているかというよりも、やはりお店をご紹介して、私どもが、市町村がそういった認定をしたところ、小盛りメニューをやっているとか、食べきりとか、ドギーバッグを置いているよというのをやりますといったお店をご登録、認定して、その方々をホームページでご紹介して、できる限りそういったところを利用いただくといったような制度でございまして、年末に大阪市内にあります飲食店業界の組合さんにそういったことの取り組みについてご相談にも行きまして、前向きな方向で検討いただけるということで、今後そういったことを大阪市も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○貫上会長

よろしいですか。じゃ、すいません、中野委員お願いします。

○中野委員

次の議題である29年度のごみ減量施策についてのところにはもう生ごみのことはないんですけども、今の現状でご説明いただいたこの施策が今後どうなっていくのかなんですけども、例えば、大阪は本当に食べ物がおいしいので全国的にも有名ですよ。きのうもニュースでやっていましたね、外国人の観光客は大阪のおいしい食べ物を食べに来るといふ。そういうこともあって、大阪は食べ物というのですごく有名なんですけれども、全国展開されている食品ロス対策に対する喫緊の課題に対して、すごく、おいしいふくい食べきり運動とか、非常に熱心な運動が展開されている傾向があるのに対し、この食品ロスのチラシも随分古い内容というか、ごく一般的なことしか書いてなくて、国が決めた政策を大阪市も一緒にその路線に乗って普及させていきますという、割と消極的な感じではないかと思うんですけども、今後もっと前向きにやる計画はないのかということをお聞きしたいんですね。

例えば、食品ロス削減とかそういうふうな消極的、後ろ向きな言い方ではなくて、おいしいふくい食べきり運動のような前向きで楽しいキャッチにしていってとか、余り大きな予算を使わなくても、そういうことでもできることはあるし、非常に熱心にやっているところでは婦人団体、消費者団体の協力、それから飲食店の協力、それからスーパー、コンビニなどの事業者の協力、行政からの働きかけと、もう四方から市民県民を巻き込んで、だからもう市民県民が何となくそれに乗かってやっていくみたいな、非常に熱心な取り組みをやっているところが増えているわけなんですけども、この現状のような取り組みのままであると今後そんなに進まないんじゃないかという気がするんですけども、余り熱心にやるという感じを受けないんですけども、い

かがでしょうか。

○川島企画課長

後ほど、特出ししている29年度以降のごみ減量施策の部分を説明させていただくんですけども、当然、生ごみの部分というのが29年度の施策に載っていないからといってやらないということではなくて、当然28年度に取り組んできました減量施策を継続強化して取り組んでいくということが基本になろうかと思えますし、もともと基本計画の中心的な位置づけとしまして、生ごみの減量施策というのは中心的な位置づけでございますので、引き続き、どういう形になろうかはまだ明確なお答えは今ここではできませんけども、生ごみの減量という部分に中心を置いて、今後の減量施策というのを進めていかなければならないというふうに考えておりますので、委員のご指摘ございましたように前向きに、もっと能動的に、役所としてやっていくべきことはやっていくというふうに考えておりますので、引き続きご助言もいただきながら進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○中野委員

もう28年度は終わりで29年度の計画が始まろうとしているときに、強化とおっしゃったんですけど、強化対策の具体案にはどんなことが考えられるのでしょうか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

先ほど申し上げました飲食店組合さんとか食品小売業さんの中で、まず食べきり運動に参加いただける方を募って、食べきるには小盛りメニューとかドギーバッグを置いていただけるところを募って、やっぱりそれをオープン化していこうというのがまず第1点でございます。

あと、キエーロにつきましては、私どももまだ実証中でございますけども、これはやっぱりおおいの問題とかそういったところが、これから夏場に行く、6月に向けていくときに、どのようになっていくかというのを検証した上で、これは事業系だけではなくてご家庭のほうにも普及をさせていけるのであれば、当然、葉山町さんのほうではしっかりとやられておられるんで、そういった問題は余りないのかなと思っておるんですけども、関西の気候に合うのかどうかというのはしっかりと検証した上で前向きに、これも前向きにばかり言うてますけども、皆さんに普及をしていきたいというのが私どもの思いでございます。

ただ、ドギーバッグに関しましては、かなり食品衛生上の観点で、やっぱり飲食店業界さんのほうはかなり厳しい考えをお持ちなところが大変多くございまして、文章的に、このチラシをつくったのも私どもなんですけども、保健所からの指摘でなかなかいい文章にならなかったというのも現実でございます。そういうところもしっかり、市内部でございまして、そう

いったところをまた飲食店の方々に対してしっかりと啓発をしながら取り組みを進めたいというふうに思っております。

それと、先生がおっしゃっていただいたキャッチフレーズ、やっぱり市民が心ときめくようなキャッチフレーズを役所のかたい頭で考えずにいろいろと考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中野委員

一言だけね。すいません、時間とって。事業者さんにはこういう働きかけをされてるというのはわかるんですけども、先ほどの北井委員さんのご意見のように、少なくとも市民にはそれほど伝わってないんじゃないかと思うので、もう少し、本当に日本の中でも最も食べ物がおいしいので有名な大阪市民が、もうちょっと前向きに取り組めるような普及啓発をしていただきたいこと。

もう一つだけ。キエーロですけども、他都市で話を聞いたことがあるんですけども、例えばマンションなんかで取り組まれた場合、要らなくなったときの土、その土の処理が法的にどう位置づけられるのか非常に難しいというふうに聞いていますので、事業者の方の場合、キエーロは効果的かもわからないんですけど、一般家庭の普及を考えたときに、マンションなどでどうするかという問題があるということだけ気をつけていただけたらと思います。以上です。

○貫上会長

ありがとうございます。関連で、たしか前回も前々回も斎藤委員のほうから、例の保健所との関係でどうこうという話を、気をつけてくださいというご意見があったと思いますが、その絡みの経過の状況とか、保健所さんとのタイアップの話とか、もし斎藤委員のほうから追加でご意見ございましたらよろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○斎藤委員

私のほうは言いたいこといっぱいありますから。今、中野先生がおっしゃったので、もうずばりそのとおりにかなと思える部分があります。何かといたら、この啓発活動、普及啓発とか促進においての具体的な部分というのが全く見えてないんですよね。もう総論ばかりなので、ちょっとこれであれば市民も動きにくいな、事業者のほうも動きにくいなという部分があります。

私、京都のほうの廃棄物減量推進委員もやっているんですけども、京都はすごい具体的ですわ。どんなのかと申しますと、ここで言うと、先ほどの資料ですから、2ページの下の円グラフですけど、調理くずが27年度で49.1%、28年度で50.9%。調理くずは増えてるんですね、

パーセンテージで言えば。一緒なんですよ。だから、調理くず何で増えてるのというふうな話でいくと、やっぱり調理の仕方がわからない。大根でも皮をむくのがすごく奥までむいちゃうとか、そんな主婦の方が非常に多いんで、それを包丁じゃなくてピーラーにしたら少なくなるとかいう、そういうふうな具体例を、京都で言えば技と言ってましたわ。技をいっぱい出して、理解してもらって減らすんだという、そういうふうな取り組みをすごくしています。

同じように、ここで書いてある分でいくと、まず30・10運動は最初の30分と最後の10分、これは具体的でいいんですけども、結局よく見かける賞味期限と消費期限の違いって何ってあるじゃないですか。これも結局、我々スーパーなんですよ。賞味期限と消費期限の違いをわかって購入されている消費者もおられますけれども、我々は販売した時点でその商品はお客様の物になります。だから、お総菜で売っているコロッケが、消費期限が12時間あるとします。でも、これは保存検査によって12時間というふうに設定しているだけであって、これがお客さんが持って帰ってどんな環境で食べるのかわからないんですよ。だから、お客さんへの保存方法をどうすればいいのかとか、そこら辺まで踏み込んでやってやらないと絶対増えます。でないと、我々も言えないんですよ、お早目にお食べくださいとしか。本当に言えないんですよ。それも、いつもコロッケを88円で売ってるのをスーパーセールで44円で半額で売ったら、それこそ1キロ先から買いに来はるんですよ、自転車で。夏暑いときに買いに来はって、それをまた持って帰らなあかんわけですね。どんな保存方法でどれだけ食べるんやというのが全くわからない状態があるんで、そこら辺の賞味期限、消費期限だけじゃなくて、ちょっと踏み込んで保存方法までどうするんだというふうなことまで消費者の方に理解してもらわなあかんというふうな部分もあると思いますから、そこら辺の具体例はどうなんだと。

レストランでもそうですね。先ほどの、何ページにありましたかね、この大阪市役所における取り組みで、職員、職場の会食、宴会では食べ残しをすることがあるとあるじゃないですか。これ、まさにそうです。もう皆さんそうやと思います。何かと言ったら、宴会に行きます。宴会に行って、10人なら10人で宴会しますわな。ほんなら、みんな空揚げ10人前いうたら1つの大きなのに入るんですよ。最後の1個、絶対残るんですよ。これ、遠慮の塊ですわ。ほんまは食べたいけどな、でも誰かが食べはるかもしれんからというのでね。そんなのが絶対あるんですよ。だから、うちの宴会は決め事があるんですよ、うちでやるのは。何かと言ったら、これ、京都で言うてたんですけど、分け奉行ってつくるんですよ、鍋奉行じゃなくて。そやから、こう回ってきたら、10人おったら10人に、私の部下の子に全部分けなさい、すっからかんにせえと。

だから、そういう本当に具体的な、京都で言えば技じゃないですけど、そういうふうなのを一つ一つ、アプリでも何でもいいですから紹介して突っ込んでいかないと、ただの啓蒙だけでは進まないと思います。そこら辺をご検討いただいておりますと、非常に我々としてもやりやすいですし、レストランにしてもそういうふうな遠慮の塊はやめましょうとか、我々であれば保存期間というのを消費者のほうに説明してもらってるんで、それに対するチラシか何かを協力してくれと言えば、そこら辺はさせてもらいますからね。そういうような形で具体的にやっていかないと非常に難しい部分というのは非常に多いかと思っておりますので、ただ減らしましょう、減らしましょうやったら、減らないと思っておりますので、ちょっとご検討いただければなと思っております。以上です。

○貫上会長

ありがとうございます。今のご意見を踏まえていただいてもいいんですけども、先ほどのことも踏まえて何かございましたら。

○宮崎一般廃棄物指導課長

本当に斎藤委員のほうからは私たちにしっかりと、もっとあたり一辺倒のチラシじゃなくてというご指摘だと思います。ただ、私どももこういうことを始めたばかりなので、やらせていただいたんですが、特に飲食業のところに書いているドギーバッグの関係でいきますと、やはり保健所さんは書くなというのがもう基本でした。書かさないという。それと、飲食店さんに対しての指導で、やっぱり時間の経っているものは絶対持って帰らすなという指導をされておられますので、大変ハードルが高い状況なのが実態です。

あと、私ども、やはりお客様の自己責任というところを書かせていただいた上で、保健所さんは最後は納得いただいたんですけども、もともとはドギーバッグを活用しようという書き方をしたかったんですけども、なかなかそういったところ、保健衛生というところは大変厳しい状況になっていまして、飲食業の方々、当然、小売業の方々もそこに目をつけられると、仕事になれへんとか商売になれへんといったところもございますので、あと、またそういったところで今大変ご参考にさせていただけるような意見もいただきましたので、そういったところもしっかりと受けとめて、今後やっていくときには、これを第一歩というふうに見ていただいて、2歩、3歩がちゃんと進めるようにさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○貫上会長

ありがとうございます。隣のといいますか、京都市さんのほうではいろいろと取り組みをさ

れているんだったら、可能な範囲で導入できるところはしてもらえたら、参考にしてもらったらいかなと思います。何分、今年度から始めていただいて、いろんな施策があって、1つ実際にどこまでその効果があるのかというのは、ちょっと戻りますけど、2ページ目の円グラフのパーセンテージだとなかなかちょっとわかりにくいというのがあります。というのは、2ページ目の円グラフがあって、これは普通ごみに含まれる生ごみの排出状況としては普通ごみも減っていますよね。ですから、分母が変わってるんですよね。ですから、量的にどれだけになったのという話が数字で、数字というのはパーセンテージじゃなくて、量的に排出量が、どれだけになったのというのを出してもらったほうがわかりやすいかなという気がいたしました。

それと、ちょっと1年前の話で、もう忘れちゃってるんですけど、昨年度の末でつくらせていただいた計画の話で、食品ロスのほうの目標値というのは、これはパーセンテージだったですかね、量だったですかね。何か計画とあわせて、もし量であればそれにあわせて、今はどういう状況、何トン減ったみたいな話があったほうが、パーセンテージだったら本当に分母が変わるとわからなくなっちゃうから、ちょっと何となくよくわからんなということがありますので、1つの、これがうまくいっている、いっていないというのを目安をつける、あるいはもっと頑張らなあかんのか、いや、かなり減っているのかというようなことも判断する材料として、実績のデータというのをできたらトンか何か、実際の値でお示ししていただきたいなと思います。

○川島企画課長

基本計画のほうは量で、それぞれパーセンテージから量を導き出して、それぞれのごみで何トンという計画を立てております。今回、すいません、まだ年度途中なもので、実際このごみの中でどれだけの生ごみがあるかとかいう数字までは今回お示しできていないんですけども、また改めまして、年度変わりましたらどれぐらいの量の増減があったということはお示ししてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○貫上会長

そうすると、多分その2ページ目の、先ほどご指摘いただいた調理くずが、数字は増えているけどという話だったんですが、多分、分母が減っているはずなので、調理くずの量が変わらなくても多分パーセンテージは増えてるんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱりそれもありますので、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ言いましたが、ほか、何かこの件。じゃ、杉本さん、よろしくお願ひします。

○杉本委員

今の食品ロスに関連して、4ページのアンケート、区民まつりのアンケートなんですけれども、区民まつりに来てこういうアンケートをされる方というのは、かなり関心が深い方とか、そういう方じゃないかと思うんですけれども、実際にどんな方がお答えになったのか。あるいは年齢なり性別なりによって、あるいは地域によって違いがあったのか、そういうことを少し教えてほしいと思います。つまり、マンション住民が増えていて、全然違う人たちがこの大阪市の中で住むようになっていて、自治会とか町内会とかそういう絡みでPRしていくことになりがかなり力が弱くなっていると思いますので、そのことを少し教えてください。

○清原家庭ごみ減量課長

すいません、ちょっと手元に詳しい資料がないので印象論になるのですが、区民まつりに来られている方ですので、各年代ばらばらで、ご家族連れが基本的には多いかなと思います。アンケートに答えていただけるから関心が特に高いかという、それはちょっとそういうことは多分ないだろうと思います。たまたまそちらにいらっしゃって、お声がけして、お答えいただいているので、それはそういった意味での偏りはないかなというふうに思っております。

○杉本委員

年代とかそういうアンケートもとられてるんですよね。

○清原家庭ごみ減量課長

年代はとってないので、属性は余りきっちり詳しくはとっていないので、すみません。

○杉本委員

はい、わかりました。

○東田委員

以前も1回教えていただいたことをもう一回教えていただければと思います。5ページの、先ほどちょっと話に出ておりました一般廃棄物再生利用業の方の取り扱う廃棄物は、1ページの数字には含まれておりますでしょうか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

大阪市が処理する量には入っておりませんので、年度単位で必ずご報告をいただくというのが指定制度では義務づけておりますので、ちょうど3月末過ぎてからご報告をしていただいて、来年度の計画を出していただくこととなりますので、まだちょっと数量というのは把握できておりません。

○東田委員

ほかに、例えば事業系ごみで、ここの数字に含まれない、漏れ出ているといたしますか、民間の業者さんが回収していつているものとかは存在はしているんですか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

存在しています。許可業者、一般廃棄物の収集運搬許可業者が収集しているアパート・マンションとか事業所の紙ごみ、リサイクル可能な紙ごみについては、許可業者のほうで収集運搬している、または、古紙業界が収集運搬しておりますので、その量については一切把握ができてございません。

○東田委員

そうすると、言い方があれなんですけど、出てくるごみ全体が本当に減ってるかどうかというのは、完全には把握はできないという理解でよろしいですか。

○川島企画課長

事業者の再生利用量は年度単位で把握した上で集計しますので、現時点ではまだ全然数字としてはとれていないんですけれども、年度変わっていろんなどころの報告なり、特定建築物の指導へ行った報告書なり、それをまとめた上で総排出量というのはある程度把握、網羅できるといふふうに考えています。

○東田委員

そっちも同じようなトレンドで減っているというふうに考えてよいですか。

○川島企画課長

事業系の再生利用量は恐らく増えているとは思いますが、今のところ減っているというのは家庭系ごみで、我々把握できる量が全体的に落ちてきているというのは間違いないと思うんですけれども、事業系ごみのほうは産廃の排除だとかいろんなことを取り組んでいますので、それがどの程度、存在していたのかというのは、なかなか把握し切れない部分もあって。

○東田委員

ありがとうございます。

○貫上会長

ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、3つ目の議題のほうに移りたいと思います。次年度、平成29年度のごみ減量施策ということで、お手元の資料の8ページ目からということでございます。では、同じようによろしく願います。

○川島企画課長

29年度のごみ減量施策についてということでございます。先ほど、中野委員からもご指摘ございましたけれども、28年度に取り組んできました減量施策を継続強化して取り組んでいくということが基本になろうかと思うんですけども、29年度の生ごみ以外で新たな取り組みといたしまして、前回の審議会においてご意見を頂戴いたしました古紙・衣類の持ち去り行為の規制を実施してまいることとしております。

内容につきまして、資料8ページをご覧ください。これまで古紙等の持ち去りに対しましては、市民の皆様、資源回収団体の皆様から、持ち去る者に対する取り締まりをしてほしい、あるいは持ち去りを禁止する根拠を明確にしてほしいといった内容のご意見がございました。また、市会におきましても、本市施策の信頼を損なう行為であり、なくしてもらいたいとの要望がございまして、これらの意見にございますように古紙の持ち去り行為は市民の皆様の分別への協力、地域の皆様の主体的な活動の妨げとなっている状況がございます。

そういったことから、本市の古紙分別回収やコミュニティ回収等の推進の図るとともに、本市施策に対する市民の皆様の信頼を確保しまして、一般廃棄物処理責任を果たすために今回廃棄物条例を一部改正しまして、古紙・衣類の持ち去り禁止行為及び持ち去られた古紙等の譲り受け行為を規制するものでございます。条例の改正案は、現在開会中の市会に上程しております、ご審議いただいております。3月中に議決いただく予定となっております。

なお、資料8ページ、右上には参考といたしまして、資源集団回収団体とコミュニティ回収団体の数を表にして記載しております。資源集団回収団体は12月末時点で3013団体、コミュニティ回収団体は1月末時点で21団体となっております、コミュニティ回収団体は、少しずつではございますが、着実に増加している状況でございます。

具体的な持ち去り禁止条例の規制内容でございますけれども、8ページ下段から条例の改正内容の骨子をまとめております。まず、規制の対象者ですが、本市収集の場合には本市以外の者、本市から委託を受けた者以外の者、またコミュニティ回収等の場合は活動団体から委託を受けた者以外の者を規制の対象とします。次に、対象となる物ですが、本市が定めた収集方法により収集されるために排出された場所、あるいは活動団体が収集等をする場所として市長に届け出た場所に出された古紙・衣類が対象物というふうになります。規制の対象となる行為は、収集、運搬または保管行為というふうに規定しております。

続きまして、9ページをご覧くださいませでしょうか。今申し上げました対象行為を禁止し、その規制に違反する者に対しまして指導していくこととなりますけれども、持ち去り行為を行う

者は古紙を売却して利益を得るために持ち去っておりますので、経済的な側面から実効性を上げるために持ち去られた古紙等を譲り受けることも禁止いたします。

次に、禁止行為を行った者に対する罰則でございますけれども、まず収集等を行った者に対しましては5万円以下の過料、またその違反者が従業者等雇われの場合には行為者を罰するほか、雇用する法人等に対しても同様の過料を科すこととなります。また、あわせて、違反した者の氏名、または名称等の公表も可能となります。一方、持ち去られた古紙等を譲り受けた者に対しましては、同じく氏名または名称等の公表となります。

規制の流れとしましては、ページ下段の図のとおりとなりますが、ただちに過料等の適用というわけではなく、まず改正条例の成立後、規制内容の周知等を行います。その上で、条例に違反する者に対しまして指導勧告等を行い、それでも従わない者に対しましては、持ち去り行為の場合、過料の適用、あわせて氏名等の公表を行いまして、譲り受け行為につきましては氏名公表を行います。

最後に、改正条例の施行時期でございますけれども、平成29年4月1日を予定しております。ただし、譲り受け行為に対する指導及び過料に関する規定につきましては半年の周知期間をおきまして、10月1日からの施行予定となっております。

次に10ページをご覧くださいませでしょうか。新たな取り組みの2つ目でございます。平成29年度からスプレー缶、カセットボンベの分別収集を開始したいと考えております。これまで本市では、スプレー缶等の収集につきましては普通ごみでの排出をお願いし、焼却工場において焼却処理しておりました。市民の皆さんへは車両火災を防ぐ観点から、中身を使い切ってから火の気のない風通しのよい場所で穴をあけてから出していただくようお願いしておりました。

そのような中、一昨年、平成27年ですけれども、札幌市内におきましてスプレー缶の穴あけ作業が原因とみられる死亡火災が発生しましたほか、昨年、28年の末、12月なんですけれども、大阪市内でもスプレー缶に穴をあけるときの爆発事故が2件相次いで発生した状況でございます。そういった事態を受けまして、スプレー缶、カセットボンベの収集方法を変更することといたしました。

新たな排出方法でございますが、スプレー缶等の中身を使い切っていただくのはこれまで同様でございますけれども、穴をあけずに資源ごみ収集のときに資源ごみとは別の袋に入れて出していただくこととなります。分別収集したスプレー缶等は、本市が委託した民間の資源化施設において資源化いたします。家庭系ごみの中に含まれる賦存量、どれぐらいの量があるかとい

いますと、年間 1100 トンぐらいあるものと想定されるところでございます。

変更時期は来月 4 月の下旬を予定しておりまして、具体的な日につきましては実施に向けまして関係先と現在調整中でございます。以上でございます。

○貫上会長

ありがとうございました。それでは、この次年度の追加で新たに取られるという 2 つの施策について何かご質問、あるいはご意見等々ございましたら、お願いしたいと思います。松本委員、どうぞ。

○松本委員

その条例関係の点で幾つか質問させていただきたいと思いますが、たしか前回は議論させていただいたような気がするんですけども、廃棄物処理法の中では基本的に不要物を対象にしている、コミュニティ回収等の場合は有価物であるからこそ持ち去りというのが問題になると。その辺の概念上の整理というのがどういうふうになっているのかということをお伺いしたいということですね。

それからもう一つは、名称からすると、これは廃掃法の上乗せという位置づけなんですかね。ちょっと廃掃法との関係をお伺いしたいというのが 2 つ目です。

それから、関連する質問になるかもしれませんが、対象物を取りあえず本市が定める古紙、それから衣類というふうにしたということですが、これはやっぱり廃掃法との関係をどういうふうに整理したのか。やっぱり有価物である、ないところを、どちらかというところと余り議論を深入りしないような形を考えておられるのかなと。

あと、最後の質問としては、結局サンクションとしてはどうも過ち料ということなので、金額的にも 5 万円と。これが刑事罰を科すところまでの悪質性がないということでこういう選択をされたんだろうと思うんですけども、ただ、営利目的でやっている業者さんで、5 万円というのがどのぐらい実効性があるのかなというところですね。それをお伺いしたいと思います。

○清原家庭ごみ減量課長

まず、概念的なお話ですが、所有権については排出する段階でも管理している、何らかの管理権が残っているだろうということで弁護士さんのご意見も頂戴しておりまして、そういったことでいうと財産的な価値が残っている中で取り締まるべきだろうということでやらせていただいています。

それから、廃掃法との関係でいいますと、廃掃法が上乗せ、あるいは横出しといったものを禁止する趣旨ではないという理解をしておりまして、これも弁護士のご意見もいただいた上で、

特に上乘せ規制というのは問題なかろうということでやらせていただいているということになります。

それから、対象物を限定した理由ですけれども、特に他都市におきましては空き缶なども問題になっているところではあります。本市の場合、固有の事情として、ホームレスの方がいらっしゃる中で、いわゆるホームレスの方の自立の糧と云えばいいんでしょうか、なっているところがあって、そういった方の自立対策を一方で進めている中で、ここで空き缶を規制することそのものは、要するに彼らにある意味そういった、犯罪ではないのですけれども、そういう倫理的な非難というのでしょうか、そういうことを対象にするというのはよろしくなからうということで、今回特に業者が軽トラを使って組織的にやっているというところに着目して古紙に限定させていただいているというところがございます。

過料による抑止力が十分あるかということですが、一方で、そういった先ほども組織的にやられているという状況がある業者というのは、一方では正業として普通に回収している部分もあつたりします。それでいくと、過料と併せまして氏名公表という形で、これからまた業界団体とも連携していくのですけれど、そういう形で社会的な非難を受けるというのは非常にマイナス面が多いということで、効果を上げていこうというふうに考えております。以上でございます。

○貫上会長

よろしいでしょうか。じゃ、どうぞ、北井さん。

○北井委員

私も持ち去り禁止の話なんですけども、まず議会にかける前に具体的な条例の中身について、何で審議会できちんと議論しなかったのかなというのがまず1つの大きな疑問です。それは前回の審議会のときに意見が出たとは言いますが、やっぱり一般的な話として意見を出ただけで、具体的な条例案の中身について議論したわけじゃないですよ。やっぱり、これ、すごく重要なテーマだし、曲がりなりにも事業者の経済的な自由を制限するという中身になるので、審議会できちんと関係者の話も聞いたりなんかしながら、専門家の意見も聞きながら、今松本委員がおっしゃったような論点についてかなり具体的に細かく逐条的に審議して、その上で審議会としての答申をきちんとまとめて、それを踏まえて理事者側の成案をつくるというやり方をしないとイケないんじゃないかなというふうに思います。

○貫上会長

ということのご意見をいただきましたが、ちょっともうあれですね、議会に上程されている

のでなかなか難しいところかと思いますが、何か事務局のほうからご意見ございましたら。

○清原家庭ごみ減量課長

ご指摘の点、もっともな点があるかと思えます。事務方のほうで時間がない中でやらせていただいた分がありますので、既に今上程している話ではありますのでご理解いただきたいとお願いいたしますとともに、今後につきましては重要案件につきましては審議会にきちっと諮らせていただくようにしてまいりますので、どうぞご容赦いただきたいと思えます。

○北井委員

簡単にはご容赦できないような問題だと僕は思うんですけどね。

それと、条例案を上程する前の段階でパブリックコメントをやりましたよね。パブリックコメントでも結構いろんな意見が出ていましたので、きちんとそれを審議会でもパブリックコメントの内容とか、それに対して具体的に大阪市としてどう対応したのかという、そういう資料も出さないといけないんじゃないんですかね。

というのが1つと、具体的なパブリックコメントの中身の1つとして、それこそ松本委員がさっきおっしゃったような抑止力としてどうなのかという話なんですけども、指導、勧告、命令、過料、氏名公表だけじゃなくて、入札参加資格の停止とか、そういうところも入れないといけないんじゃないかというパブコメがあったと思うですよ、意見が。それについてどういうふうに判断したのかというのもお聞きしたいんですよ。もちろん、実際に抜き取りをする業者というのは、最初から入札資格を持っていないところというのも多いと思うんですけども、そういうところもどこかに売らないと、どこかの問屋に売らないと商売にならないわけですから、その問屋が入札参加資格を停止されるとすごい大きなマイナスになるわけですから、そういう意味では抑止力というのは高まると思うんですよ。そういう意見に対して、どういうふうに判断したのかというのもお聞きしたいと思えます。

○清原家庭ごみ減量課長

入札参加資格については契約担当との話し合いということになりますけれども、なかなかちょっと非難の程度として、この持ち去りの違反だけでできるかどうかというのはちょっと難しいところがあるのではないかということから、今回特にその部分は外しております。ただ、中身、あるいは状況によって、今後実際の相手の悪質性というものも明らかになってくるかと思えますので、その件につきましては今後の宿題とさせていただきたいと思えます。

○北井委員

で、パブコメの資料も出してくださいというのはお願いしても。

○清原家庭ごみ減量課長

すいません。この後、ご用意させていただきたいと思います。

○北井委員

それともう一点だけ。その5万円の話なんですけど、やっぱりこれは安いと思うんですよ。実際、この間、古紙の事業者の方がおっしゃっていたんですけど、関東のほうではやっぱり条例でそういう過料を決めましたけれども、今、古紙の相場は安定していますから、5万円ぐらいというか、10万とか20万の単位になったとしても、払ってもどうってことないという。実際にそれで何回も繰り返して、そういう行為をやっているという例があるというふうに事業者の方から聞きました。だから、これについても、やっぱりきちんと検証する必要があると思います。

○貫上会長

ご意見いただいておりますけども、ちょっとそういうパブコメの資料もない中で、私も見えないものですので何も意見が言いようがないもんですから、ちょっとこの場ではこれぐらいにさせていただいて、もし次回等々、あるいは別途、何か追加で。

○北辻環境局長

すいません。環境局長でございます。

先ほど来、古紙・衣類の持ち去り条例についていろいろご意見をいただいておりますけども、まず指名停止の件につきましては、大阪市の指名停止措置条項の中で不誠実な行為を働いた者に対してはこれを指名停止するという形になっています。もちろん、これで罰則等をかけられたら当然指名停止になります。過料の段階で指名停止するかどうかということについては、これは即指名停止するか、悪質であるかということについては、実情を十分判断した上で大阪市の環境局がこれは悪質だと判断すれば契約管財局のほうに持って行って指名停止措置をするという形になりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それと、過料の問題について、非常にこれは緩いのではないかというご意見がございます。我々、過料にするか罰金にするか、いろいろ他都市の条項も、リーガルチェックもかけていろいろやったんですけども、やっぱり一番の課題が、世田谷区のほうで最高裁の判例が出ていまして、軒下回収についてなかなか場所の特定までは難しいということで、その場所の特定の課題からなかなかこれまで持ち去り条例の施行については難しいという状況があったんですけど、これが福岡市のほうで同じような軒下回収について、向こうの警察、公安当局と協議して、持ち去り条例を過料でやるという、ちょっとある意味、穴をあけていただいたというようなこと

もあって、我々も大阪府警とも相談して、過料でとりあえず行こうという形になっています。

ただ、議会等でも、私、答弁もさせていただいてますけれども、この過料を科したにもかかわらずまだやっているというような悪質な事例については、これはもう相手方に対する警告も十分やっているし、向こうも故意という形になりますし、これはもう刑事罰の窃盗罪とかで、ほかの要件でこれは刑事罰を厳しく科していくということで我々は臨みたいと考えていますので、その点、十分抑止力が高まるような事前の周知、啓発を含めて対応していきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○貫上会長

じゃ、どうぞ。

○松本委員

ちょっとまだ腑に落ちない点がやっぱりありまして、もし悪質な、例えば高価な物に関して刑事罰を適用できる、窃盗罪だという判断が成り立ち得るのであれば、それは最初から窃盗罪を適用すればいいという話にならないのかというのがやっぱりよくわからなくてですね。

○北辻環境局長

これは大阪府警本部等ともいろいろ協議していたんですけど、やっぱり一番のネックにあるのは世田谷区の最高裁の判決の中で、ステーション方式については看板とかいろいろやって、そこまでやると刑事要件は明確ですよという形になっています。確かに一般論として、軒下回収の物についてどこまでできるのかということはあるんですけど、あとは実際、告発して起訴できるかどうかという要件の固め方の問題になりますので、例えば、特定事業者が我々が過料を科したにもかかわらず何回もやるということになると、その特定というのは明確にできる形をとれますので、その辺、客観的な状況を積み上げて窃盗罪に持っていくという形になると思います、具体的には。ですから、どちらにしても刑事告発、起訴ということになりますと、その客観条件を整えなあきませんから、それについて、悪質な業者については、もちろん要員も配置して、地域とも協力して、その客観性を高めると、要件の該当性を高めるということになると思います。

○松本委員

あと、ちょっとこれはもう確認なんですけれども、対象場所は一応今回絞ってあるように思ったんですけども、そうすると、軒下回収も含まれた形で、例えば施行例等で限定するという、そういう理解でいいですか。

○北辻環境局長

もちろん場所についても告示をして、軒下回収についても抽象的な位置づけはするんですけども、やはり過去の最高裁の判例を見ますと、それだけでは罰則、刑事罰の適用はなかなか難しいと。看板等を掲示するとかというのが一応過去の判例で出ていますので、府警とも調整した結果、なかなか一般論としての刑事罰というのは難しいであろうという結論でしたので、こういう形になっておるところです。

○貫上会長

いかがでしょうか。ちょっと私、法律の話は余り明るくないものでよくわからないところがあるんですが、ほかに何か、現段階でご意見等お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

いずれにしても、今先ほどご報告いただきましたように、現在市会のほうに上程されているというようなことなので、恐らく議決される方向になるんだろうと思いますが、ちょっとそういうパブコメの話もありますし、少し次回にでもその後の経緯、少なくともこれが通るんだろうと思いますが、通った後のことを踏まえての委員会の少しご報告も兼ねてお願いできたらなと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○足立委員

10 ページのガス缶のガスボンベの分なんですけれども、スプレー缶ですよ。これ、ごみを出す主婦の立場からなんですけれども、これはありがたいと思うんです。穴あけ、いつも何かちょっと怖いながらもあけてるんですけれども、それでもしそのまま捨てることになって、これから夏に向けて暑いところもありますよね。結構、ごみの出すところって日の当たっているところも、マンションなんですけれども、結構あるんですけど、そういう危険性とかは大丈夫なんですか。

○貫上会長

恐らく、必ず使いきりという話がポイントなんだろうけど、それが徹底できるかどうかです。

○西尾事業管理課長

必ず使い切っていただくという部分が非常に大事でございまして、そのまま中身がございましたらやっぱり収集段階でいろんな状況とかもありますので、必ず使い切っていただく。これまでもお願いしていますけれども、そこを大事な取り組みということで市民の皆様をお願いしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○貫上会長

ちょっと不安が若干残るようなところではございますが、仮にこれは穴をあけられても特に問題は、この後の処理のほうでは問題ないんですよね、資源化のほうには。

○西尾事業管理課長

はい。

○花嶋副会長

表現は穴をあけずにということになるんでしょうか。穴をあけなくてもいいんじゃないかと、穴をあけずに出してくださいというふうな表現にされるのかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○西尾事業管理課長

具体の文章の中では、これまではこうでしたという形で今書いてあるとおりになんですけれども、市民の皆様目の触れる部分につきましては、穴をあけなくても結構ですという表現でやらさせていただきますので、中身は必ず使い切っていて、穴をあけなくても結構ですというような形での回覧ビラとかをご用意する予定でございます。

○貫上会長

やっぱり使い切らない形で出されるものがどうしても不安が残るものですから、そのところ、多分PRされるときに、もし残ったままで出されたらこんな事故が起こりますとかいうことをちょっと強目におっしゃっていただいたほうが、これまでもされてるのかもしれませんが、事故の起こる可能性が高いということを伝えていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後のページ、その他事項がございます。これにつきまして、ごみ収集輸送事業の効率化の方向性ということでおまとめいただいておりますので、これにつきまして事務局のほうからよろしくお願ひします。

○川島企画課長

最後に、その他の項目といたしまして、家庭系ごみの収集輸送事業の効率化の状況についてご報告させていただきます。11 ページをご覧くださいと思います。家庭系ごみの収集輸送事業の効率化の状況につきましては、前回の本審議会におきましても一般廃棄物の処理処分の一部事務組合の設立とともに、検討状況についてご報告申し上げたところですが、現状につきまして、改めましてご説明、ご報告させていただきたいというふうに考えております。

1 番の経過欄にございますように、平成 25 年 4 月に民間出資による新会社を設立して、職員を転籍させる方針案を策定以降、市会における議論を踏まえまして具体案の検討を進めますとともに、平成 27 年、28 年と退職者の補充分を民間委託する形で委託化を拡大してきております。現在、北部環境事業センターの家庭ごみの収集全般、西部環境事業センターの古紙・衣類収集を民間委託により実施しておるところでございます。また、29 年 4 月には西部環境事業センターの資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集にも民間委託化を拡大する予定でございます。

今後の方向性といたしましては、具体案の策定に向け、この間、検討してまいりましたけども、家庭系ごみの収集は全額が税負担で独自収益がないことでございますとか、転籍を伴う民間化につきましては消費税の影響を上回る効率化が必要であるということから、結果的に消費税の影響を受けない形での効率化実現が最適ではないかといった形で、家庭系ごみの収集輸送事業の効率化を進める際に考えられるそういった条件を踏まえまして、平成 29 年度においても継続される予定でございます早期退職特例制度等により早期退職者数の拡大を図りながら、平成 31 年度までの 3 年間の改革目標を挙げまして、改革プランというものを 6 月までに策定を予定しておりますが、策定した上で作業等の見直しなどによる徹底した効率化を実行しまして、さらなる経費削減を図るとともに市民サービスの向上を目指していくこととしたところでございます。

それによりまして、転籍を伴う民間化で期待される効果以上の税負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○貫上会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。何かご意見等、もしございましたらお話しただけたらと思いますが。

特段ございませんでしたら、また最初に戻りまして、議題の 1 から 1、2、3、今の 4 も含めて、全体的にわたって少し言い忘れたということや質問し忘れたとか、全体的なこと何かご意見がもしございましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。じゃ、どうぞ。

○斎藤委員

この食品ロスをもったいないというチラシは、もうつくり上がってるんでしょうか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

はい。

○齋藤委員

非常に悲しいなというのが1つあります。何かと言いますと、この裏側に、全ての人、食品卸・小売業、食品製造業、飲食業と書いていますね。で、我々は小売です。小売の一番下のところにフードバンクを活用すると書いていますけれども、これは厚生労働省さん、保健所さんは何も言われませんでしたか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

ここは何も言われてないです。

○齋藤委員

これ、何でかと言ったら、我々小売、チェーンストアですけども、弊社以外のチェーンストアでは、今のところフードバンクは非常にハードルが高いということになっています。何でかと言ったら、我々は小売なんです。つくってないんですよ、商品を。だから、この右上の食品製造業さんでフードバンクを活用すると書いていますけども、その2つ上ですかね。賞味期限は商品の特性に応じて、科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しないとあるじゃないですか。つくっているからできるんですよ。我々売っている人間はこんなのわからないんですよ。だから、製造する方は、これはこれだけでもつからフードバンクのところに提供しても大丈夫だろうという判断はできます。我々につくっていないからわからないんですよ。だから、もし我々が提供した場合に、そこで集団食中毒等が出たら、絶対企業の名前の公表等されるんじゃないですか。そういう意味で、我々につくっていないにもかかわらず、フードバンクの活用をすると書かれるとね。これはきのうもありましたわ、お客さんから。フードバンク何で出さないんですかと。でも、それ、ちょっと非常にハードル高いんですよ。

これが1個と、もう一つが、ちょっとこれは確認しますが、所有権ってどうなるんですか。我々、無償提供ですね。1円でも2円でもいいですからお金をもらったら、我々が持っている、我々が仕入れますから、仕入れたやつをお金を払っていただいたらお渡ししますから、所有権は移ります。でも、無償提供ですから、所有権が移らないままフードバンクの方が、これやっぱり傷んでるわと言うてぴゅっと放ってしまったら、廃棄物としてどこが責任になるんですか。所有権がある我々ですか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

いえいえ。フードバンク事業なので、フードバンクのチェーン、鎖のようになっていきますので、不要というか活用できないものが別のところで活用できるということでお渡しになっておられるので、所有権自体はもうそこで移転しているというふうに私どもは考えています。

○齋藤委員

それは、だから、書面か何かでするんですかね。

○宮崎一般廃棄物指導課長

そうです。

○齋藤委員

でないと、そういう、すごくリスク、企業としてのリスクというのが非常に高いんですよね。それを全部潰さないにもかかわらず、こういうチラシをぽんと入れられると非常に我々としては困る部分が、今ぱっと見たときにちょっとつらいなと思っているんですけども、何とかありませんかね。これはリクエストです。

○宮崎一般廃棄物指導課長

すいません、そういったハードルというのを全然認識ないまま、国のほうも多分同じことを書いておられたので、私どもの認識が甘いというのは確かでございますので、そういったご意見いただきながら、もっと本当に動くときのことも考えながらちょっといろいろやっていきたいと思いますので、本当にありがとうございます。

○齋藤委員

私のほうも、だから、保健所さんに聞いたんですよ。もうかなりフードバンクの話をされましてね。保健所さんのほうに何かの基準を決めていただければ、それに基づいて提供することは可能であるという話をさせてもらったら、保健所さんがすごくネガティブなお話をされたのが、メーカーさんがつくったものに関して我々がとやかく言うことはできませんと。メーカーさんの指示に従うというふうに保健所さんはおっしゃってるんですよ。そうなれば、我々も本当どうしようもないです。だから、そこら辺をやっぱりちょっときちっと精査していただいてから出していただきたかったなというのが、ちょっと今後、我々、これを持って帰って、店の従業員に聞かれたときにどういうふうに対応するんやというような話をしていかなあきませるので。

○貫上会長

ちなみに、このチラシはもうかなり配布されて。

○宮崎一般廃棄物指導課長

はい。1月から配布をしまして、もう大規模建築物の管理責任者の方々にはもう手元に渡ってございます。

○貫上会長

まだ残部もある状態ですか。

○宮崎一般廃棄物指導課長

残部もございます。

○貫上会長

これ、残部の物について、何か線を引いていただいて直すとかいうことが可能であれば。

○宮崎一般廃棄物指導課長

はい、わかりました。

○貫上会長

それと、ホームページでも、これ出されてますよね。

○宮崎一般廃棄物指導課長

出しています。

○貫上会長

そこのところは、特にここはという話で、もう一度、内部でご議論いただいた上でお願いできたらと思います。

○宮崎一般廃棄物指導課長

はい、わかりました。

○花嶋副会長

でも、フードバンクを活用するというのが、問題があるところもあると思うんですけれども、先ほどおっしゃったように技みたいなので、こういう場合はこういうふうにしたらうまくいけるよみたいな事例を話し合っていて、つくっていただいて活用できたらなど。何かあったら全部消していく方向ではなくて。

○宮崎一般廃棄物指導課長

しっかりと、まず内部で、どうあればわかっていたらいいか。また、そういったことのご意見も伺いながらやってまいります。

○花嶋副会長

総論のフードバンクを活用しろを消すのではなくて、どうやったら活用できるのかというふうに、もう一歩、お互いに一歩踏み出せるような具体例を挙げていただきたいなと思います。

○貫上会長

という意見もございますが、ただ、もう既に配布されていてお配りのところもありますので、

それは緊急対策と、その将来の話とは分けていただいて、うまくやっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮崎一般廃棄物指導課長

わかりました、はい。

○貫上会長

ほか、いかがでしょうか。はい、じゃ、どうぞ。

○北井委員

今のお話に関連して斎藤委員にお聞きしたいんですけど、前、審議会のときに、食品ロスの要因として、業界の3分の1ルールも大きな問題だというようなご指摘もあったと思うんですよ。私もやっぱりそう思うんですけども、業界としてその3分の1ルールの見直しについて何か議論がされているのかどうかというあたり、ちょっとお聞きしたいんです。

○斎藤委員

我々、チェーンストア協会のほうでも3分の1ルール、これは小売の悪しき習慣だというふうなことで、潰すように持っていきたいというふうなことでは動いているんですけども、1つ、こういう例がありまして、何かと言うと、我々、3分の1ルールと云ったら、12か月賞味期限があります。4か月、3分の1ですね、4か月たったらメーカーさんはそれ以降の商品は納品してはいけない。我々、小売のほうはその4か月、8か月ですね、8か月たったら見切りとか処分をしてしまっただけでなくしていく方向へ持っていくというので、これ、3分の1ルールですわ。それを2分の1にしようというのは、12か月あったら6か月までは納品オーケーよ。小売はぎりぎりまで売っていいよと、このルールに変えませんかというふうなことです。いろいろな話をしていんですけども、消費者の喫食期間というふうなものをどう考えるかというのがポイントになっています、今。何かと言うと、我々、事業者、スーパーにとって2分の1にすればぎりぎりまで売れるんですよ。だから、事業系の食品ロスは減るんです。でも、家庭内のロスが減るのかと云ったら、よくありますよね、袋ラーメン5袋、出前一丁とか。あれ、あさって切れますって、5袋入ってるんですよ。毎日1つずつ食べても3日期限切れてるんです。期限切れたからといって食べられないことないけれども、そういうのがあります。シーチキンもそうです。5缶あるんですよ。特にお父ちゃんが大好きな柿の種、小袋10袋入っている。毎日ビール飲みながら1つずつ食うても、3日後から切れるとかなったら。だから、そういうふうな消費者の喫食期間というやつをどういうふうに見て、何から潰していかなければならないのかというのを今チェーンストア協会のほうでは議論しているところです。それが

きちっと出てくると、こちら辺の商品群に関してはここまでだね、消費者に食品ロスを出させない、我々も食品ロスを出さないというふうな一番いい方向はどうすればいいのかというのを今検討中です。よろしゅうございますか。

○北井委員

はい。今のお話はすごく事業者さんの立場としたらわかるんですけど、消費者の側としたら、それははっきり言ってシーチキンが1日過ぎたからといって食べないという人はいないと思うんですよ。はっきり言って1年たっても大丈夫ですよ。だから、それはもう事業者の問題じゃなくて、消費者の側でそういうのはちゃんと賞味期限が切れても大丈夫ですから食べましょうよというのを事業者の責任とはかかわりのないところで言うっていいということだと思っすよ。

○貫上会長

食べ物の話になってきますと、かなり身近なものでございますので、いろいろと具体的な話が出ておもしろいかなと思いますが、ほか、いかがでしょうか。もう時間も結構来ていますが。じゃ、どうぞ。

○杉本委員

私自身、余りフードバンクを活用もしてないし、知らなかったもので、実際にこれを書いたときにどれぐらいの人が、逆に消費者も含めてフードバンクの実態を知っているのか、大阪ではどうなっているのかということをもつちよつと教えてほしいということと、もしやるんだしたらこれに追加して、大阪市ではこんなふうになっていますというようなPRも一緒にやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。ホームページでばらって見たんやけど、よくわからなかったという面もあります。

○川島企画課長

フードバンクにつきましては、どちらかと言うと東高西低というか、東側のほうが非常に盛んな傾向がありまして、全国展開されているのは東京を中心でやられています。それで、あと、関西はフードバンク関西とフードバンク大阪という2つ大きな団体があると思います。フードバンク関西が芦屋かどこか兵庫県のほうで、フードバンク大阪が堺のほうに拠点があるということなんですけども、その2つ以外はちょっと我々、把握していないというか、そんな状況でございます。

それで、あと、それぞれの団体の活動は、我々もホームページとかでしか資料がないんですけども、実際、ある程度、例えば賞味期限1か月残っているものとか、そういったもので縛

られた上で、受け取られた後でフードバンクのほうも安心して提供できるようなものじゃないと受け取られないとか、そういったことも制約としてありますし、あと、各フードバンクさんが相手というか、契約されて、大口で物を入手されるのはやはりメーカーさんがほぼ多いところで、家庭から実際そこに持っていけるかというとなかなかそういった窓口がなくて、そういった場合は、例えばフードバンクさんが出先というか、何かのイベント等でブースを設けられて、各家庭からまだ賞味期限があって食べないものを持ってきてくださいねというような、フードドライブという名前では呼ばれているんですけど、そういったイベントもされておられますので、我々としても家庭から出される、家庭から、もし食べなくて、まだ賞味期限があるのにといったようなものがあれば、そういったフードバンクと連携しながらフードドライブといったような形で何かしらのガレージセールとかいろんなお祭り、区民まつりとか、そういったところで協賛できないかなというようなことも一部検討しているところでございます。

○杉本委員

ということは、本当に使っていくのはこれからという形になっていくと。

○川島企画課長

そうです。

○貫上会長

いかがでしょうか。皆様よろしいでしょうか。

長くなりましたが、どうもありがとうございました。本日いただいた議題は以上でございます。

それでは、進行等につきまして事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下企画課長代理

本日は委員の皆様にはお忙しいところをご出席いただき、多くのご意見を頂戴し、まことにありがとうございました。

次回の審議会の開催日程や議題につきましては、会長とご相談をさせていただき、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉会 午前11時44分